

「コム同友会」設立趣意書

当社は 1999 年の創立以降、NTT グループの中核を担う戦略会社として成長し、皆さまのご支援・ご協力もあって、お蔭様で昨年は創立 20 周年を迎えることができました。

これを機会に、信条として「自ら始める」、「共に高める」、「社会に応える」を定め、更なる持続的な成長に向けての誓いも新たに、本年 4 月から会社の組織構造も抜本的に再編成し、現在、Smart World の実現や社会のデジタルトランスフォーメーションへの貢献に向けて様々な取り組みを進めております。

そうした中で、世界的な新型コロナ感染拡大が引き起こした社会変容は、リモートワールド（分散型社会）を前提として、人々の世界観・価値観を急速に変化させ、私たちの取り組みはますます急務となっています。折しも先日持株会社から、NTT ドコモの完全子会社化と、これを受けて当社をはじめとする NTT グループ各社が連携を強化していくことが発表されましたが、当社もドコモとこれまで以上に連携して、固定移動融合型の新サービスやクラウドとデータを連携させたソリューションの創出を図ることで、社会的課題の解決を一層強力に推進していくこととなります。

こうした事業運営において私たちは、“人材”こそが経営において極めて重要であると改めて認識し、OB・OG も含めた職業人としての人生をさらに充実していくための支援体制を整えていくこととしました。

創立 20 周年を迎え、当初は少なかった OB・OG も次第に増加し、定年退職者だけでも累計 1,400 名を超えています。しかしながら、かかる現状にあって NTT Com グループの OB・OG は寄り集うところがないことから、まずは同窓会（アルムナイ）的な「集う場」を作る必要があると考えます。私たちは、上記の思いに基づき、新たな OB・OG コミュニティとして「コム同友会」を電友会の協力のもとに創設することといたしました。

なお、NTT Com グループには定年退職を待たずに途中で他企業等に転じる仲間も多いことから、定年退職、中途退職を問わず、NTT Com グループに在籍した経験を共有する退職者を対象に広く「集う場」にしたいと考えています。皆さまのご理解とお力添えを賜りたく、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

令和 2 年 1 0 月 2 1 日

設立発起人

丸岡 亨 (NTT コミュニケーションズ社長)
庄司 哲也 (NTT コミュニケーションズ相談役)
梶村 啓吾 (NTT コム エンジニアリング社長)
大土 拓 (NTT コム ソリューションズ社長)
風見 健史 (NTT コム マーケティング社長)
田中 基夫 (NTTPC コミュニケーションズ社長)
楠木 健 (NTT レゾナント社長)
松尾 隆一 (NTT ビズリンク社長)
渡邊 守 (NTT ワールドエンジニアリングマリン社長)
長島 誠 (NTT コム チェオ社長)

「コム同友会」会則・運営細則概要

項目	考 え 方 等	条 項
名 称	電友会コム地方本部（コム同友会）と称する。	会則第1条
本 部	本部を東京都千代田区大手町2-3-1（大手町プレイスウエストタワー内）に置く。	会則第2条
目 的	会員相互の親睦を深め会員の福祉向上を図るとともに、NTTコミュニケーションズグループ（以下、「コムグループ」という）並びにNTTグループの事業の発展に寄与することを目的とする。	会則第3条
事 業	本会は次の事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の親睦を深め、会員の福祉向上を図るための活動 ・コムグループ等の事業及び業務に寄与するための活動 ・NTTグループの事業に寄与するための活動 	会則第4条第1項 会則第4条第2項 会則第4条第3項 会則第4条第4項
会員資格	NTTコミュニケーションズ及びコムグループ会社の退職者（NTTコミュニケーションズを退職した後コムグループ会社に在職している者等を含む）で、会の目的に賛同する者とする。	会則第5条
入会及び退会	<ul style="list-style-type: none"> ・入会は、本会に入会しようとする者が会長に入会申込を提出したときに効力が生じる。 ・退会は、会員が会長に退会申込を提出し、受理されたときに効力が生じるものとし、その他会員の死亡、除名等により会員はその資格を失う。 	会則第6条第1項 会則第6条第2項
会費等	<ul style="list-style-type: none"> ・普通会員の年会費は、3,000円とし、原則、毎年5月までに納入することとする。 ・賛助会員の会費は、1口10,000円とし、1口以上とする。 ・特別賛助会員の会費は、1口50,000円とし、1口以上とする。 	会則第7条第1項 細則第5条第1項
役員等	<ul style="list-style-type: none"> ・会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事2名を置く。 ・会長、副会長、理事及び監事は理事会で選任する。 ・任期は2年とし再任は妨げない。 	会則第8条第1項 会則第8条第2項 会則第10条第1項
総 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会員及び役員をもって構成する。なお、理事会の決定により代議員による開催とすることができる。 ・年1回会長が招集する ・会長が議長となり、決算、実施状況等を承認し、予算、事業計画を決議する。 	会則第11条第1項 会則第11条第2項 会則第11条第3項
会 計	<ul style="list-style-type: none"> ・運営は会費、賛助会費、寄付金、その他の収入をもって行う。 ・会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 ・会計処理は電友会会計規程の定めによる。 	会則第16条第1項 会則第16条第2項 会則第16条第3項
設 立	令和2年10月28日	会則（付則）